明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七）　二
〔省　令〕
○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働二二）　六
〔規　則〕
○大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（国家公安委四）　七
○運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（同五）　三
○指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（同六）　四
○運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（同七）　四
○運転免許取得者等検査の認定に関する規則（同八）　五
○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則（同九）　五
〔告　示〕
○運転免許に係る講習等に関する規則第四条第二項第二号ニ及び第七条第二項第四号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（国家公安委一〇）　六
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（同一一）　六
○運転免許取得者等教育の認定に関する規則第二条第一号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件（同一二）　六
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（同一三）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三〇）　六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一三）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
令和四年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇三
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇五
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達関係　一一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一一七
会社その他
会社決算公告　一一八